

鹿 児 島 県 公 報

平成28年 3 月 29 日（火）第3199号の11



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則（※）（人事課取扱い） 1
- 職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 5
- 職員の給料の特別調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 6
- 鹿児島県職員の特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 7
- 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 7
- 教 育 委 員 会 規 則**
- 鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 9

規 則

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第21号

行政不服審査法等の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（官報報告規則の一部改正）

第1条 官報報告規則（昭和30年鹿児島県規則第102号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定若しくは」を削る。

別記第2号様式中「 ㊦ 」を「 ㊧ 」に、「 ㊨ 」を「 ㊩ 」に、「 ㊪ 」を「 ㊫ 」に改め、「 ㊬ 」を削り、「 ㊭ 」を「 ㊮ 」に、「 ㊯ 」を「 ㊰ 」に改める。

（滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則の一部改正）

第2条 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する通知書の様式等に関する規則（昭和32年鹿児島県規則第92号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第13号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（食品衛生法施行細則等の一部改正）

第3条 次に掲げる規則の規定中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

- (1) 食品衛生法施行細則（昭和33年鹿児島県規則第8号）別記第13号様式（教示）
- (2) 鹿児島県屋外広告物条例施行規則（昭和39年鹿児島県規則第144号）別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式
- (3) 鹿児島県公衆浴場法施行細則（昭和44年鹿児島県規則第68号）別記第5号様式（教示）
- (4) 旅館業法施行細則（昭和45年鹿児島県規則第85号）別記第5号様式（教示）
- (5) 鹿児島県道路占用規則（昭和52年鹿児島県規則第32号）別記第1号様式
- (6) 道路法第24条の規定に基づく道路に関する工事の承認の手続等に関する規則（平成7年

鹿児島県規則第32号）別記第2号様式，別記第4号様式，別記第6号様式及び別記第7号様式

(7) 鹿児島県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成15年鹿児島県規則第70号）別記第12号様式

（災害救助法施行細則の一部改正）

第4条 災害救助法施行細則（昭和35年鹿児島県規則第106号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式，別記第2号様式及び別記第7号様式中「つき，不服があれば」を「ついて不服があるときは，」に，「60日」を「3月」に改める。

（児童福祉法施行細則及び麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部改正）

第5条 次に掲げる規則の規定中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に，「60日」を「3月」に改める。

(1) 児童福祉法施行細則（昭和36年鹿児島県規則第39号）別記第46号様式の6，別記第46号様式の8及び別記第46号様式の9

(2) 麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和39年鹿児島県規則第7号）別記第10号様式，別記第13号様式及び別記第18号様式

（鹿児島県税条例施行規則の一部改正）

第6条 鹿児島県税条例施行規則（昭和38年鹿児島県規則第32号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式（裏面），別記第10号様式（その1）個人事業税用注1，同様式（その2）不動産取得税用注1，同様式（その3）鉦区税用注1，同様式（その4）その他の税用注1，別記第11号様式（その1）個人事業税（一般）用（裏面），同様式（その1）個人事業税（口座振替）用（裏面），同様式（その2）不動産取得税用（裏面），同様式（その3）自動車税用（裏面），同様式（その4）鉦区税用（裏面），同様式（その5）県たばこ税用（裏面），同様式（その6）軽油引取税用（裏面），同様式（その7）狩猟税用（裏面），別記第13号様式（その1）一般用（裏面），同様式（その2）法人県民税，法人事業税及び地方法人特別税用（裏面），同様式（その3）自動車税用（裏面），別記第15号様式の3注1，別記第15号様式の5注1，別記第17号様式注1，別記第19号様式注1，別記第20号様式注2，別記第21号様式注3，別記第22号様式注2，別記第24号様式注1，別記第25号様式注2，別記第28号様式注2，別記第29号様式注2，別記第32号様式注1，別記第35号様式注1，別記第39号様式注3，別記第41号様式注3，別記第43号様式注1，別記第45号様式注1，別記第46号様式注1，別記第50号様式注1及び別記第53号様式の5注1中「60日」を「3月」に，「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところ」に改める。

別記第54号様式の2注及び別記第54号様式の4注中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に，「60日」を「3月」に，「異議申立て」を「審査請求」に，「決定」を「裁決」に改める。

別記第64号様式，別記第64号様式の3注1，別記第64号様式の4注1，別記第66号様式の2（裏面），別記第66号様式の3（裏面），別記第66号様式の4（裏面），別記第67号様式注1，別記第68号様式注1，別記第69号様式注1，別記第83号様式注1，別記第84号様式（裏面），別記第85号様式注1，別記第93号様式（裏面），別記第100号様式注1，別記第101号様式注1，別記第106号様式（裏面），別記第108号様式注1，別記第109号様式注1，別記第119号様式注1，別記第121号様式（裏面），別記第143号様式の3注1，別記第146号様式の4注1，別記第147号様式の2注1及び別記第147号様式の3注1中「60日」を「3月」に，「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところ」に改める。

別記第153号様式の2注1中「60日」を「3月」に，「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところ」に，「異議申立て」を「審査請求」に改め，同様式注2中「異議申立て」を「審査請求」に，「決定」を「裁決」に改める。

（鹿児島県公有財産管理規則の一部改正）

第7条 鹿児島県公有財産管理規則（昭和39年鹿児島県規則第42号）の一部を次のように改正する。

別記第7号様式及び別記第7号様式の2中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に改め、「総務大臣若しくは」、「若しくは異議申立て」、「又は異議申立て」及び「又は決定」を削る。

（鹿児島県債権管理規則の一部改正）

第8条 鹿児島県債権管理規則（昭和39年鹿児島県規則第44号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1（法第231条の3第1項の場合）注1中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「30日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改め、同様式その1（法第231条の3第1項の場合）注2中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第9条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立期間」を「審査請求期間」に改める。

別記様式（教示）1中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同様式（教示）2中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同様式（教示）3中「禁錮」を「禁錮」に改める。

（過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則等の一部改正）

第10条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第4条の規定」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところ」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

- (1) 過疎地域における産業振興のための県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和45年鹿児島県規則第87号）別記第2号様式注
- (2) 半島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（昭和61年鹿児島県規則第93号）別記第2号様式注
- (3) 離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成5年鹿児島県規則第50号）別記第2号様式注
- (4) 奄美群島における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成11年鹿児島県規則第61号）別記第2号様式注
- (5) 原子力発電施設等立地地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成14年鹿児島県規則第43号）別記第2号様式注
- (6) 企業立地の促進等に係る集積区域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成20年鹿児島県規則第65号）別記第2号様式注
- (7) 地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例施行規則（平成28年鹿児島県規則第7号）別記第2号様式注

（生活保護法施行細則の一部改正）

第11条 生活保護法施行細則（昭和57年鹿児島県規則第64号）の一部を次のように改正する。

別記第18号様式から別記第20号様式まで、別記第48号様式、別記第49号様式及び別記第55号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「から50日」を「（行政不服審査法第23条の規定により不備を補正すべきことを命じられた場合にあつては、当該不備を補正した日）から50日（行政不服審査法第43条第3項の規定により通知を受けた場合にあつては、70日）」に改める。

別記第57号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に改める。

（鹿児島県職員退職手当支給規則の一部改正）

第12条 鹿児島県職員退職手当支給規則（昭和60年鹿児島県規則第21号）の一部を次のように

改正する。

別記第23号様式から別記第30号様式まで、別記第32号様式及び別記第33号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削る。

（鹿児島県情報公開条例施行規則の一部改正）

第13条 鹿児島県情報公開条例施行規則（平成13年鹿児島県規則第7号）の一部を次のように改正する。

第13条中「第20条」を「第20条第2項」に改める。

別記第2号様式注4中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に改める。

別記第3号様式及び別記第4号様式中「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第8号様式中「第20条」を「第20条第2項」に改め、「第19条及び」を削る。

別記第9号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て（審査請求）」を「審査請求」に、「決定（裁決）」を「裁決」に改める。

別記第12号様式中「異議申立て（審査請求）に」を「審査請求に」に、「第20条」を「第

「	異議申立て（審査請求）の 対象になった 決 定	を	審 査 請 求 の 対 象 に な っ た 決 定	に改め
20条第2項」に、	異議申立て（審査請求） の 趣 旨	」	審 査 請 求 の 趣 旨	」

る。

（鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第14条 鹿児島県個人情報保護条例施行規則（平成15年鹿児島県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第27条の見出し中「審議会」を「審査会」に改め、同条中「第43条」を「第43条第2項」に改める。

別記第3号様式注6中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

別記第4号様式及び別記第5号様式中「異議申立て」を「審査請求」に、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「決定の通知」を「裁決の通知」に改める。

別記第9号様式中「第43条」を「第43条第2項」に、「第42条第2号及び第43条第3号」を「第43条」に改める。

別記第10号様式、別記第14号様式、別記第15号様式、別記第22号様式及び別記第23号様式中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）」に、「60日」を「3月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定の通知」を「裁決の通知」に改める。

別記第26号様式中「された異議申立て」を「された審査請求」に、「第43条」を「第43条

「	異議申立てに係る 保有個人情報の内容	を	審 査 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	に改める。
第2項」に、	異議申立ての対象に な っ た 決 定	」	審 査 請 求 の 対 象 に な っ た 決 定	」

異 議 申 立 て の 趣 旨

審 査 請 求 の 趣 旨

(鹿児島県産業廃棄物税条例施行規則及び鹿児島県核燃料税条例施行規則の一部改正)
第15条 次に掲げる規則の規定中「60日」を「3月」に、「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第4条の規定」を「行政不服審査法(平成26年法律第68号)の定めるところ」に改める。

- (1) 鹿児島県産業廃棄物税条例施行規則(平成17年鹿児島県規則第5号)別記第13号様式
- (2) 鹿児島県核燃料税条例施行規則(平成25年鹿児島県規則第46号)別記第2号様式(その1) 価額割用(裏面)及び同様式(その2) 出力割用(裏面)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
(鹿児島県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 2 この規則の施行前に行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(平成27年鹿児島県条例第47号)第5条の規定による改正前の鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号)の規定によりされた同条例第12条第1項に規定する開示決定等に係る不服申立てに係る諮問通知書の様式については、第13条の規定による改正後の鹿児島県情報公開条例施行規則別記第12号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(鹿児島県個人情報保護条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 3 この規則の施行前に行政不服審査法等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例第6条の規定による改正前の鹿児島県個人情報保護条例(平成14年鹿児島県条例第67号)の規定によりされた同条例第18条第1項に規定する開示決定等、同条例第30条第1項に規定する訂正決定等又は同条例第38条第1項に規定する利用停止決定等に係る不服申立てに係る諮問通知書の様式については、第14条の規定による改正後の鹿児島県個人情報保護条例施行規則別記第26号様式の規定にかかわらず、なお従前の例による。

.....

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第22号

職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

職員に対する被服類貸与規則(昭和32年鹿児島県規則第71号)の一部を次のように改正する。
別表6の項中「9の項」を「10の項」に改め、同表73の項を同表74の項とし、同表72の項中「73の項」を「74の項」に改め、同項を同表73の項とし、同表71の項を同表72の項とし、同表70の項中「71の項」を「72の項」に改め、同項を同表71の項とし、同表69の項中「71の項」を「72の項」に改め、同項を同表70の項とし、同表68の項中「67の項」を「68の項」に改め、同項を同表69の項とし、同表67の項を同表68の項とし、同表66の項中「64の項及び65の項」を「65の項及び66の項」に改め、同項を同表67の項とし、同表中65の項を66の項とし、61の項から64の項までを1項ずつ繰り下げ、同表60の項中「62の項」を「63の項」に改め、同項を同表61の項とし、同表中59の項を60の項とし、58の項を59の項とし、同表57の項中「59の項、67の項及び68の項」を「60の項、68の項及び69の項」に改め、同項を同表58の項とし、同表中56の項を57の項とし、48の項から55の項までを1項ずつ繰り下げ、同表47の項中「49の項」を「50の項」に改め、同項を同表48の項とし、同表中46の項を47の項とし、39の項から45の項までを1項ずつ繰り下げ、同表38の項中「39の項」を「40の項」に改め、同項を同表39の項とし、同表中37の項を38の項とし、36の項を37の項とし、同表35の項中「37の項」を「38の項」に改め、同項を同表36の項とし、同表中34の項を35の項とし、14の項から33の項までを1項ずつ繰り下げ、同表13の項中「14の項」を「15の項」に改め、同項を同表14の項とし、同表中12の項を13の項とし、7の項から11の項までを1項ずつ繰り下げ、同表6の項の次に次のように加える。

7 森林技術総合センターに勤務する研究員	作業服（上下）又は白	2 着	2 年
	衣	1 着	1 年
	安全靴	1 足	2 年

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

職員の給料の特別調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第23号

職員の給料の特別調整額に関する規則及び鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の給料の特別調整額に関する規則の一部改正)

第 1 条 職員の給料の特別調整額に関する規則（昭和35年鹿児島県規則第90号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 中「土木監」を「医療審議監
土木監」に、「かごしま県民交流センター副館長」を「環境保健センター所長」に改める。

別表第 2 中「総務部県民生活局次長
国民文化祭総括監」を「総務部県民生活局次長」に、「歴史資料センタ
黎明館副館長
一所长」を「かごしま県民交流センター副館長
歴史資料センター黎明館副館長」に改める。

別表第 3 中「センター長」を「センター長
法制・審査監」に、「家畜防疫対策監」を「家畜防疫対策
監」に、「設備対策監」を「設備対策監
地域防災監」に、「障害者職業能力開発校長」を「障害者職
業能力開発校長
相当の職に格付けされている障害者職業能力開発校副校長」に、「課長
福利厚生監」を「課長
室長
福利厚
生監」に改める。

第 2 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表中

大島郡	瀬戸内町	大島支庁瀬戸内事務所加計呂麻島駐在機関	6 級	を
	伊仙町	農業開発総合センター徳之島支場 大島支庁徳之島事務所伊仙町駐在機関		

大島郡	伊仙町	農業開発総合センター徳之島支場	6 級	に、
-----	-----	-----------------	-----	----

「大島支庁喜界事務所」を「大島支庁喜界事務所
大島支庁総務企画部喜界町駐在機関」に、

大島郡	瀬戸内町	保健福祉部地域医療整備課瀬戸内町駐在機関	
		大島支庁瀬戸内事務所	
		大島支庁保健福祉環境部健康企画課瀬戸内町駐在	

		機関 大島支庁農林水産部農政普及課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部林務水産課瀬戸内町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所瀬戸内町駐在機関		を
--	--	--	--	---

大島郡	大和村	大島支庁総務企画部大和村駐在機関	に改
	瀬戸内町	保健福祉部地域医療整備課瀬戸内町駐在機関 大島支庁瀬戸内事務所 大島支庁保健福祉環境部健康企画課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部農政普及課瀬戸内町駐在機関 大島支庁農林水産部林務水産課瀬戸内町駐在機関 鹿児島中央家畜保健衛生所大島支所瀬戸内町駐在機関	

める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第24号

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の特種勤務手当支給規則（昭和35年鹿児島県規則第98号）の一部を次のように改正する。

第33条第 1 項中「、土木部監理課用地対策室用地係」の次に「、土木部河川課」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第25号

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則等の一部を改正する規則

（鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部改正）

第 1 条 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和36年鹿児島県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号中「旧専門学校令による専門学校等で知事が人事委員会と協議して指定するものを卒業した者にあつては、知事が人事委員会と協議して定めるこれに準ずる期間。」を削る。

第 5 条中「15年」を「20年」に改める。

第 6 条第 1 項中「15年」を「20年」に改め、「（旧専門学校令による専門学校等で知事が人事委員会と協議して定めるものを含む。）」を削る。

第 7 条中「15年」を「20年」に改める。

別表中

「	<table border="1"> <tr><td>25,000</td></tr> <tr><td>20,000</td></tr> </table>	25,000	20,000	「	<table border="1"> <tr><td>30,000</td></tr> <tr><td>27,000</td></tr> </table>	30,000	27,000
25,000							
20,000							
30,000							
27,000							

15,000	を	24,000	に改める。
10,000		21,000	
5,000		18,000	
		15,000	
		12,000	
		9,000	
		6,000	
		3,000	

（鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則の一部改正）

第2条 鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則（昭和44年鹿児島県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第1号中「100分の101.5以上100分の170」を「100分の95.5以上100分の160」に、「100分の125.5以上100分の210」を「100分の119.5以上100分の200」に改め、同項第2号中「100分の92.5以上100分の101.5」を「100分の87以上100分の95.5」に、「100分の114.5以上100分の125.5」を「100分の109以上100分の119.5」に改め、同項第3号及び第4号中「100分の83.5」を「100分の78.5」に、「100分の103.5」を「100分の98.5」に改める。

第15条第1項各号中「100分の40」を「100分の37.5」に、「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

（鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則の一部改正）

第3条 鹿児島県職員の単身赴任手当支給規則（平成2年鹿児島県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項第1号中「6,000円」を「8,000円」に改め、同項第2号中「13,000円」を「16,000円」に改め、同項第3号中「20,000円」を「24,000円」に改め、同項第4号中「26,000円」を「32,000円」に改め、同項第5号中「33,000円」を「40,000円」に改め、同項第6号中「38,000円」を「46,000円」に改め、同項第7号中「43,000円」を「52,000円」に改め、同項第8号中「48,000円」を「58,000円」に改め、同項第9号中「53,000円」を「64,000円」に改め、同項第10号中「58,000円」を「70,000円」に改める。

（給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第4条 給料表の適用範囲に関する規則等の一部を改正する規則（平成27年鹿児島県規則第19号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「100分の15.5」を「100分の16」に改める。

附則第5項中「26,000円」を「30,000円」に改める。

附則別表中「100分の18.5」を「100分の20」に、「100分の15.5」を「100分の16」に、

100分の6	静岡県静岡市	を
100分の5	岐阜県岐阜市	
	福岡県太宰府市	
」		
100分の6	静岡県静岡市	に
	岐阜県岐阜市	
	福岡県太宰府市	
」		

改める。

（職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則の一部改正）

第5条 職員の給料の調整額に関する規則等の一部を改正する規則（平成28年鹿児島県規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項中「当分の間」を「平成28年3月31日までの間」に改める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条（鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則第3条第1号の改正規定及び同規則第6条第1項の改正規定（「15年」を

- 「20年」に改める部分を除く。）に限る。）及び第5条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 当分の間、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員以外の職員に対する第2条の規定による改正後の鹿児島県職員の期末手当及び勤勉手当支給規則第14条の規定の適用については、同条第1項第1号中「100分の95.5以上100分の160以下」とあるのは「100分の78.5」と、「100分の119.5以上100分の200以下」とあるのは「100分の98.5」と、同項第2号中「100分の87以上100分の95.5未満」とあるのは「100分の78.5」と、「100分の109以上100分の119.5未満」とあるのは「100分の98.5」とする。

教育委員会規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月 29 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第11号

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員の初任給等に関する規則（昭和32年鹿児島県教育委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（級別職務分類表）

第2条 条例別表第5に定める職務及び条例第3条第2項の人事委員会と協議して定める職務の級の分類は、別表第1に定める級別職務分類表のとおりとする。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第4条中「職務の級は」の次に「、その者の能力等を考慮し」を加え、「応じ、かつ、級別資格基準表に定める資格基準に従い」を「応じて」に改め、同条ただし書及び各号を削り、同条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、学校職員から人事交流等により引き続き次の各号のいずれかに掲げる者になった者であって、当該者から人事交流等により引き続いて学校職員となった者の職務の級は、次の各号に掲げる者となった日の前日におけるその者の職務の級を基礎として引き続き学校職員であったものとして昇格の規定の例によるものとした場合に決定することができる職務の級の範囲内で決定するものとする。

- (1) 県職員
- (2) 国家公務員
- (3) 学校職員以外の地方公務員
- (4) その他人事委員会が前各号に準ずると認める者

第5条第1項第1号中「別表第4」を「別表第2」に改め、同項第2号中「別表第5」を「別表第3」に改め、同条第2項中「資格区分表」を「人事院規則9-8（初任給、昇格、昇給等の基準）別表第三学歴免許等資格区分表（以下「資格区分表」という。）」に改める。

第6条中「その者に適用される級別資格基準表に掲げる決定しようとする職務の級の必要経年数を超える経年数（以下「余剰経年数」という。）」を「教育委員会が人事委員会と協議して定める経年数」に、「余剰経年数」を「経年数」に改め、同条第2項を削る。

第6条の2中「前条」を「第6条」に、「、前条」を「、同条」に改め、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

（経年数）

第6条の2 前条に規定する経年数（以下「経年数」という。）は、新たに学校職員となった者の有する最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることだが、その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表第4に定める経年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とする。

- 2 新たに学校職員となった者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等

の区分に対して初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号。以下「県職員規則」という。）別表第5に定める経験年数調整表に加える年数又は減ずる年数が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるものに限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年数を加減した年数をもって、その者の経験年数とする。この場合において、これらの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前2項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第7条第2号中「第6条の2」を「第6条の3」に改める。

第7条の5を削り、第7条の4を第7条の5とする。

第7条の3中「初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和60年鹿児島県規則第67号）」を「県職員規則」に、「別表第6」を「別表第7」に改め、同条を第7条の4とし、第7条の2の次に次の1条を加える。

（在級期間表）

第7条の3 県職員規則第18条の規定の適用に当たっては、同条の在級期間表の種類については、次に掲げるとおりとし、それぞれの在級期間表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける教育職員に適用する。

(1) 教育職給料表（二）在級期間表（別表第5）

(2) 教育職給料表（三）在級期間表（別表第6）

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

級 別 職 務 分 類 表

ア 教育職給料表（二）

職務の級	職 務 の 級 に 含 ま れ る 職
1 級	講師 助教諭 養護助教諭 教諭（1級） 養護教諭（1級） 栄養教諭（1級） 実習助手（1級） 寄宿舎指導員（1級）
2 級	教諭（2級） 養護教諭（2級） 栄養教諭（2級） 実習助手（2級） 寄宿舎指導員（2級）
3 級	教頭
4 級	校長

イ 教育職給料表（三）

職務の級	職 務 の 級 に 含 ま れ る 職
1 級	講師 助教諭 養護助教諭
2 級	教諭（2級） 養護教諭（2級） 栄養教諭（2級）
3 級	教頭
4 級	校長

ウ 医療職給料表

職務の級	職務の級に含まれる職
1 級	学校栄養職員（1級）

エ 行政職給料表

職務の級	職務の級に含まれる職
1 級	事務主事（1級） 事務職員（1級）
2 級	事務主事（2級） 事務職員（2級） 事務主任（2級）
3 級	事務主事（3級） 事務職員（3級） 事務主任（3級） 事務主査
4 級	専門員 事務次長（4級）
5 級	事務次長（5級） 事務長（5級） 事務主幹
6 級	事務長（6級） 事務参事

オ 海事職給料表

職務の級	職務の級に含まれる職
1 級	船舶士（1級）
2 級	船舶士（2級） 航海士（2級） 機関士（2級） 船舶通信士（2級） 二等航海士（2級） 二等機関士（2級）
3 級	船舶士（3級） 航海士（3級） 機関士（3級） 船舶通信士（3級） 二等航海士（3級） 二等機関士（3級） 一等航海士（3級） 一等機関士（3級）
4 級	船舶士（4級） 航海士（4級） 機関士（4級） 船舶通信士（4級） 二等航海士（4級） 二等機関士（4級） 一等航海士（4級） 一等機関士（4級）
5 級	船長 機関長 通信長

別表第6中「第7条の3関係」を「第7条の4関係」に改め、同表を別表第7とする。

別表第 2, 別表第 4 及び別表第 5 を削る。

別表第 3 中「第 3 条関係」を「第 6 条の 2 関係」に、

教育職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
----------------------------	----------------------

を

教育職員として同種の職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
教育職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下

に改め、同表を別表第 4 とし、同

表の次に次の 2 表を加える。

別表第 5 (第 7 条の 3 関係)

教 育 職 給 料 表 (二) 在 級 期 間 表

職 種	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
校長	0	0	別に定める。
教頭	0	別に定める。	
教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び専修学校の教員	0		
助教諭, 養護助教諭, 講師, 実習助手及び寄宿舍指導員	別に定める。		

備考 職種欄の「教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び専修学校の教員」の区分の適用を受ける職員のうち, 別表第 2 の教育職給料表 (二) 初任給基準表の備考第 1 項第 2 号に規定する者又はその者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴免許等の区分が「短大卒」である者に対するこの表の適用については, 職務の級 2 級の欄中「0」とあるのは, 「2.5」とする。

別表第 6 (第 7 条の 3 関係)

教 育 職 給 料 表 (三) 在 級 期 間 表

職 種	職 務 の 級		
	2 級	3 級	4 級
校長	0	0	別に定める。
教頭	0	別に定める。	
教諭, 養護教諭及び栄養教諭	0		
講師, 助教諭, 養護助教諭	別に定める。		

別表第 1 の次に次の 2 表を加える。

別表第 2 (第 5 条関係)

教育職給料表 (二) 初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教諭, 養護教諭, 栄養教諭及び専修学校の教員	博士課程修了	2 級31号給
	修士課程終了	2 級13号給
	専門職学位課程修了	
	大学卒	2 級 1 号給
助教諭, 養護助教諭, 講師, 実習助手, 寄宿舍指導員及び専修学校の補助教員	短大卒	1 級11号給
	大学卒	1 級21号給
	短大卒	1 級11号給
	高校卒	1 級 1 号給

備考

1 次の第1号に掲げる者に適用される学歴免許欄の区分は「大学卒」の区分とし、第2号に掲げる者に適用される同欄の区分は「短大卒」の区分とする。

(1) 大学卒相当の者

ア 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第2の1種免許状の項第2欄のロ又はハに該当する者

イ 免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる高等学校教諭の免許状又は特別支援学校の自立活動教諭の免許状を所有している者

ウ 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号。以下「施行法」という。）第2条第1項の表の第20号の2の上欄のロ又は第20号の4の上欄に該当する者のうち、上記アに掲げる学歴免許等の資格と同等に取り扱う必要があると認められる者

(2) 短大卒相当の者

ア 免許法別表第2の2種免許状の項第2欄のイ、ロ若しくはハ又は教育職員免許法等の一部を改正する法律（昭和63年法律第106号）による改正前の教育職員免許法別表第2の2級普通免許状の項基礎資格欄のニに該当する者

イ 免許法第16条の2に規定する教員資格認定試験に合格したことによる小学校教諭の免許状を所有している者

ウ 施行法第2条第1項の表の第21号の上欄のハに該当する者

2 教諭のうち免許法附則第8項の規定により高等学校教諭の1種免許状を授与された者（教育職員免許法等の一部を改正する法律による改正前の教育職員免許法附則第10項の規定により高等学校教諭2級普通免許状を授与された者を含む。）に対する学歴免許欄の区分は、「大学卒」の区分とする。

別表第3（第5条関係）

教育職給料表（三）初任給基準表

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
教諭，養護教諭及び栄養教諭	博士課程修了	2級43号給
	修士課程終了 専門職学位課程修了	2級25号給
	大学卒	2級13号給
	短大卒	2級3号給
講師，助教諭及び養護助教諭	大学卒	1級21号給
	短大卒	1級11号給
	高校卒	1級1号給

備考 本表の適用を受ける教育職員には、教育職給料表（二）初任給基準表の備考を適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。